資料１

「入間市表彰条例の一部を改正する条例」改正の要旨

１　条例改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）が、令和元年６月１４日に公布され、一部を除き同年９月１４日に施行されたことに伴い、被表彰者の待遇の停止の要件を見直したいものです。

２　条例改正の内容

入間市表彰条例第４条第３項には「被表彰者が成年被後見人、被保佐人又は、被補助人となる等市長が不適当と認めたときは、その間第１項の待遇を停止する。」との規定があります。

本条例は整備法の施行に伴い必ず改正をしなければならないものではありませんが、整備法の趣旨を考慮し、成年被後見人等であることを理由に待遇を停止する規定を見直したいものです。

３　施行日

公布の日